

入札にあたっての留意点  
《特別養護老人ホーム等建設工事》

- 1 入札公告にある入札の受付期限等は遵守してください。
  - 2 入札事務に押印する代表者印は、法人登記の印鑑を用いてください。
  - 3 入札書へ記載の金額は、消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を記入してください。
  - 4 落札者の決定
    - ①開札において、予定価格と最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札したものを落札候補者とします。
    - ②落札候補者へは資格要件の確認書類の提出を求めます。
    - ③落札候補者から提出された確認書類により審査を行い落札者を決定します。
- ※①において、同一価格の入札をした者が2社以上ある場合は、くじ引きで決定します。
- 5 契約の締結
    - ①落札決定後、速やかに契約を締結します。
    - ②一括下請けは認めません。
  - 6 その他  
業務の工事期間が長時間となるため、工事請負金額の支払等について契約締結時に協議し決定するものとします。

※新しい特別養護老人ホーム等の完成については令和8年3月31日を厳守とする。  
(入所者が令和8年4月1日から新築の建物でサービスを受けれる状態であること。)